

農薬に関する Q&A



Q1 農薬による健康被害にはどのようなものがあるの？

A1 周知されている健康被害として、「頭痛、吐き気、下痢、目の痛み、皮膚のかゆみ」があります。また、「むかつき、腹痛、頭が重い、めまい、体がふらふらする、だるさ、目の充血・かゆみ、涙が出る、鼻水が出る、喉が痛い・かゆい、せき・たんが出る、ぜんそくが起きる、食欲不振」などの症状が表れる可能性があります。

Q2 数日経ってから、不調を感じたのですが？

A2 農薬によっては、カプセル状になっていて、徐々に効果を発揮するものがあることから、散布後、数日経ってから症状が出る場合があります。

Q3 農薬に触れたかもしれないのですが？

A3 万が一付着したと思われる場合は、付着した農薬を洗い落とすため、「シャワーを浴びて身体や髪に着いた農薬を洗い流す」「うがいや洗眼をする」「衣類は着替え、脱いだ衣類は他の衣類とは別に洗濯する」などの応急処置をしましょう。

Q4 学校、幼稚園、保育所などに通っていますが、連絡が必要ですか？

A4 学校、幼稚園、保育所などに通っているお子さんで、Q1で説明したような症状がある場合、学校等へご連絡をお願いします。

Q5 農作物の採取などについては？

A5 散布区域内とその周辺では、果樹や野菜類などの収穫をされる場合、よく洗い流してください。通常、散布から1週間程度で、残留農薬の影響はなくなります。

現在、市では、被害にあわれた方の経過観察を行うとともに原因究明に全力をあげているところであり、引き続き適切な対応に努めてまいります。市民の皆さんのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、農薬による健康被害（上記Q1の症状）が発生したと思われる方は、お問い合わせください。

広報 いずも

号 外

編集：広報情報課
〒693-8530 出雲市今市町109-1
TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509
Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp

出雲市のホームページ

<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

●健康相談(10:00~16:00)
TEL0853-21-6532

●「松くい虫特別防除」
薬剤空中散布の全般的なおたずねは
農林政策課 TEL0853-21-6582